

## 西宮市ペット霊園の設置等に関する指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ペット霊園の設置及び管理に関して必要な事項を定め、もって近隣住民の快適な住環境を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット動物 犬、猫その他人に飼育されている動物（化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第1項に規定する獣畜を除く。）をいう。
- (2) ペット霊園 ペット動物の死骸を火葬する施設（以下「火葬施設」という。）又は火葬した骨を埋蔵する施設（以下「墳墓」という。）若しくは納骨する施設（以下「納骨施設」という。）及びこれらを併せ持つ施設をいう。
- (3) 事業者 ペット霊園を設置する者（設置しようとする者を含む。）をいう。
- (4) 事業区域 ペット霊園を設置する土地の区域をいう。
- (5) 近隣住民等 事業区域の境界線からの距離が100メートル（火葬施設にあっては200メートル）以内の区域において、土地又は建築物の全部又は一部を所有し、又は占有する者をいう。
- (6) 残地緑地率 事業区域の敷地面積に対して、造成を行わず、既存の樹木を保全する部分が占める割合をいう。

### (事前協議)

第3条 事業者は、ペット霊園を設置しようとするときは、あらかじめ市長にペット霊園設置計画書（以下「計画書」という。）を提出し、協議を行わなければならない。

2 市長は、前項の規定による協議が成立した場合には、事業者に協議済書を交付するものとする。

### (標識の設置)

第4条 事業者は、計画書を提出後、ペット霊園設置計画に関する標識を、事業区域内の道路に面した場所その他公衆の見やすい場所に30日間以上設置しなければならない。

### (近隣住民等への周知)

第5条 事業者は、計画書を提出後、近隣住民等及び事業区域周辺の住民が地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により形成した地縁による団体に対し、ペット霊園設置計画及び工事計画について説明及び協議を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定による説明及び協議を行ったときは、その議事録又は報告書等を市長に提出しなければならない。

### (ペット霊園の設置場所)

第6条 事業者は、次の各号に掲げる区域内において、当該各号に定める施設を設置してはならない。

- (1) 学校、病院その他公共的施設又は住宅の敷地境界から100メートル（火葬施設にあっては200メートル）以内の区域 ペット霊園
- (2) 市街化調整区域 火葬施設及び納骨施設（墳墓が納骨施設を併せ持ち、墳

墓が主たる施設である場合を除く。)

- 2 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる区域において、学校、病院その他公共的施設がない場合にあつては、当該区域内に居住する住民の世帯の代表者の総数の3分の2以上の同意を得られたとき（当該区域が同項第2号の区域内に存する場合において、同号に定める施設を設置するときを除く。）は、同項第1号に定める施設を設置することができる。

（ペット霊園の構造設備）

第7条 ペット霊園の構造設備は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 事業区域の境界には、垣根等が設けられていること。
- (2) 墳墓の合計面積は、事業区域の面積の3分の1以下であること。
- (3) 事業区域内には、敷地面積の30パーセント（市街化調整区域にあつては、40パーセントかつ残地緑地率10パーセント）以上の緑地を確保すること。
- (4) 市街化調整区域における事業区域の敷地面積は、1ヘクタール以上とすること。
- (5) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参をすることができる通路が設けられていること。
- (6) ごみ集積施設及び給排水設備が設けられていること。
- (7) ペット霊園の出入口には、門扉が設けられていること。
- (8) 管理事務所が設けられていること。
- (9) 駐車場は、墳墓数の3パーセント以上の駐車台数を確保すること。
- (10) 墳墓は、死骸を土葬するものでないこと。
- (11) 納骨施設は、換気設備が設けられ、かつ、独立した堅ろうな建物であること。
- (12) 火葬施設は、別表に掲げる基準に適合していること。

（管理）

第8条 事業者は、周辺の公衆衛生及び生活環境に配慮したペット霊園の維持管理を行うとともに、苦情等には誠意を持って対応しなければならない。

（変更の事前協議）

第9条 事業者は、第3条第1項の規定により協議した事業区域の面積、納骨施設等の規模、火葬施設の焼却能力、排出ガス処理方法等を変更しようとするときは、ペット霊園変更計画書を提出し、事前に市長と協議しなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の規定による協議が成立した場合に準用する。

（届出）

第10条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) ペット霊園設置工事が完了したとき。
- (2) 計画書に記載した事項又は第7条に規定するペット霊園の構造設備のうち、軽微な変更（前条第1項に規定する変更以外の変更をいう。）をしたとき。
- (3) 施設の一部又は全部を廃止したとき。
- (4) ペット霊園を譲り渡し、当該事業者の地位を承継したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年7月1日から実施する。

## 別表（第7条関係）

### 火葬施設の構造基準

#### (1) 火葬炉の構造

- ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく燃焼できること。
- イ 燃焼室は、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）が動物を焼却する際の悪臭の発生を抑制するのに十分な温度を確保できるものであること。
- ウ 燃焼室は、主燃焼室と二次燃焼室が設けられており、二次燃焼室の燃焼ガスの温度が摂氏 800 度以上の状態を 2 秒以上保てるようになっていること。
- エ 燃焼ガスの温度が外部から確認できる炉内温度計を設置していること。
- オ 主燃焼室及び二次燃焼室には、それぞれ、必要な温度を保つための助燃装置を備えていること。

#### (2) 焼却の方法

- ア 助燃装置の燃料は、灯油又はガス燃料（天然ガス等）であること。
- イ 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないこと。
- ウ 煙突の先端から火炎又は黒煙を出さないこと。
- エ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないこと。

#### (3) 施設全体について

- ア 汚水が排水される場合は、適切に処理し得る設備及び構造を有すること。
- イ 火葬炉等の施設は、極力、人目に触れにくい場所に設けること。
- ウ 恒風の方向に対して、市街地の風上を避けるような配慮に努めること。  
また、必要に応じて風向調査を行い、市街地の風上になる場合は、植林等による防風対策を講じるように努めること。
- エ 燃え殻を除去しようとする際には、燃え殻及び灰その他これらに類する物質が外部に飛散しない構造であること。
- オ 施設の外観は、周辺の環境を配慮したものとし、上屋等で風雨に耐え得るものとし、墓碑等の工作物は、その形態については高さを抑えるなど、周辺の景観に配慮したものとする。
- カ 移動式の火葬施設でないこと。